

名古屋市告示第56号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 7年 2月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表中

「

かわら公園	港区秋葉三丁目	図面港96の区域	令和 6年 7月17日
-------	---------	----------	-------------

」

を

「

かわら公園	港区秋葉三丁目	図面港96の区域	令和 6年 7月17日
東茶屋桜公園	港区東茶屋一丁目、二丁目	図面港97の区域	令和 7年 2月17日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 7年 2月17日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課